

IGC コードの統一解釈等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

IGC コードの統一解釈等に関する事項

改正理由

IGC コード（液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）は、2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、その全面改正が決議 MSC.370(93)として採択された。本会は既に改正 IGC コードを規則に取り入れている。

一方 IACS では、貨物及びプロセス用管装置に関する統一規則 G3 を採択しているが、上記の IGC コードの全面改正により、当該統一規則の内容の多くが改正 IGC コードに取り入れられた。このため IACS では、当該統一規則に関して、改正 IGC コードと重複する要件を整理するとともに要件の見直しを行っており、統一規則 G3(Rev.7)として 2019 年 12 月に採択した。

さらに IACS は、改正 IGC コードに規定される管装置及び艀装に関する要件における不明確な点について検討し、IACS 統一解釈として GC25(Rev.1)及び GC29 を 2019 年 5 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 G3(Rev.7)（案）、IACS 統一解釈 GC25(Rev.1)、GC29 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 人員が低温表面に接触することを防ぐよう要求される貨物管の防熱装置について、通常状態において人員が接触するとみなされない範囲を明確化した。
- (2) 統合システムの定義を明確化した。

改正条項

鋼船規則 N 編 5.12.5

鋼船規則検査要領 N 編 N4.19.1, N5.12.3, N13.9.3, 附属書 1 3.6.1, 3.6.2